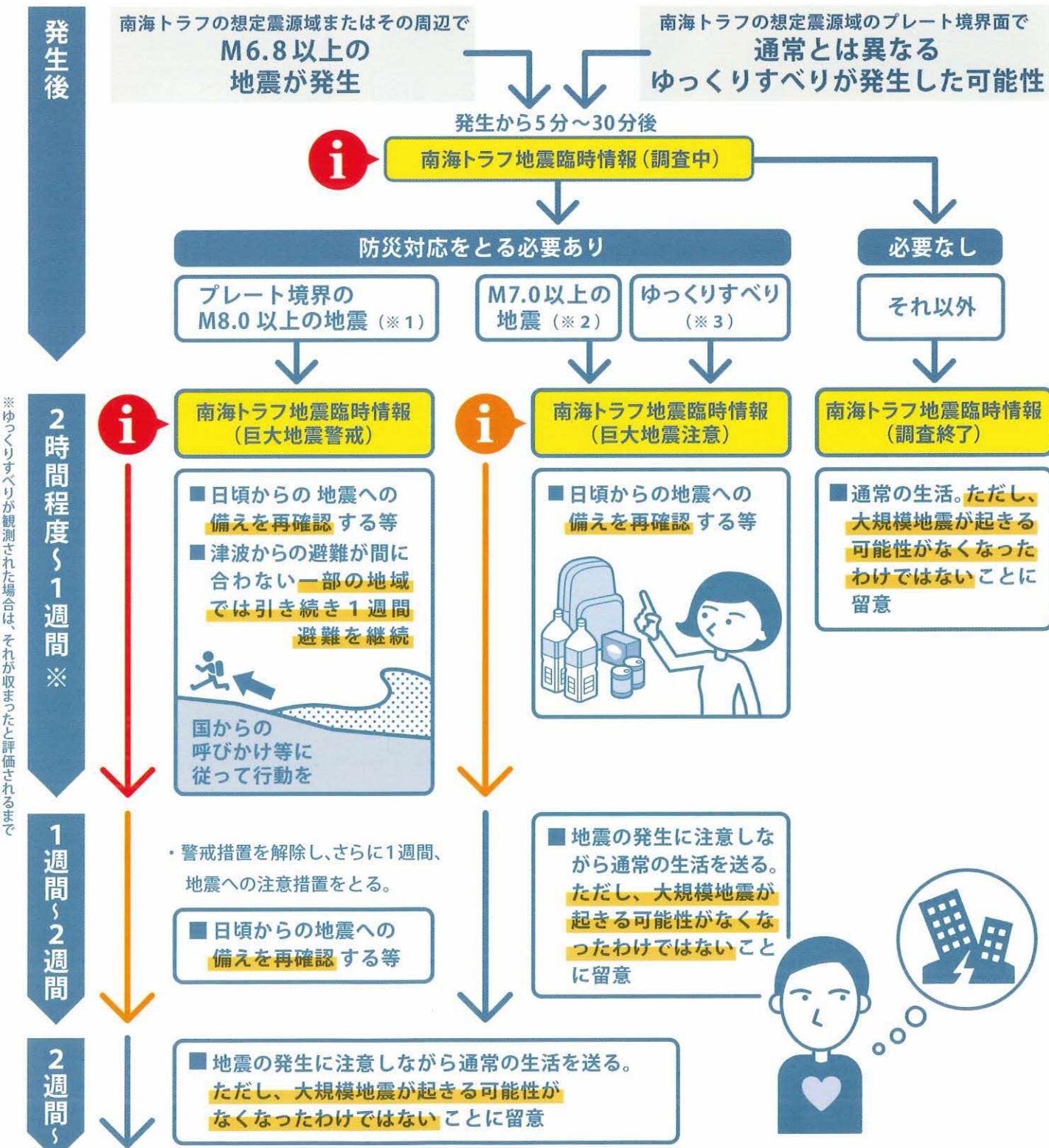




時間差で発生する巨大地震に備えましょう ～南海トラフ地震臨時情報～

- ・南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表されます。
- ・政府や地方公共団体などからの呼びかけ等に応じた防災対応をとりましょう。

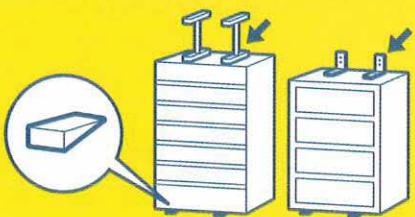
地震発生後の防災対応の流れ



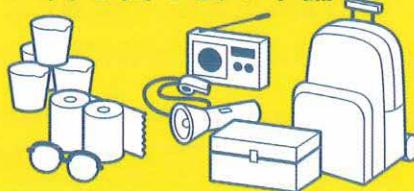


地震の発生に備えよう

□ 家具の固定



□ 非常用
持ち出し袋の準備



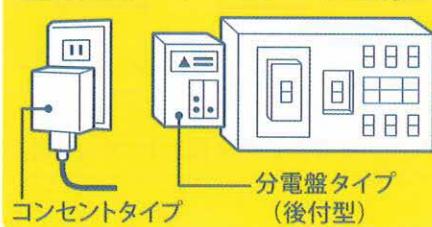
□ 水や食料の備蓄



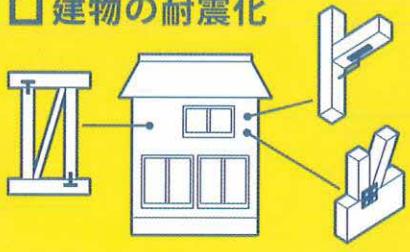
□ 避難場所や
避難経路の確認



□ 感震ブレーカーの設置



□ 建物の耐震化



自らの命、大切な人の命を守るために、今から準備しておきましょう

(発表条件)

**i 南海トラフ地震
臨時情報**

- 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
- 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

キーワード

調査中

巨大地震警戒

巨大地震注意

調査終了

- 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合

- 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合

- 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評価した場合

- 想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生したと評価した場合

- ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合

- 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

**i 南海トラフ地震
関連解説情報**

- 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合
- 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）

お問い合わせ先



内閣府
Cabinet Office



内閣府政策統括官(防災担当)
付
参事官(調査・企画担当)

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1中央合同庁舎8号館
電話: 03-5253-2111 (大代表) FAX: 03-3501-6820
内閣府ホームページ <http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/>

気象庁
Japan Meteorological Agency



気象庁地震火山部地震予知情報課

〒100-8122 東京都千代田区大手町1丁目3番4号
電話: 03-3212-8341 (代表) FAX: 03-6689-2917 (耳の不自由な
気象庁ホームページ
<https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/nseq/index.html>